

## 毒物劇物販売業登録票再交付申請について

登録票を破り、汚し又は紛失したときには、再交付申請を行うことができます。

### 1. 必要な書類

申請手数料：4,000円

提出部数：1部（写しを取って、控えを保管してください。）

① 登録票再交付申請書（毒物及び劇物取締法施行規則 別記第13号様式）

② 破り、汚した登録票

※登録票を紛失した場合は、紛失理由書を添付してください。

### 2. 記載上の留意点

#### ① 登録番号及び登録年月日

- ・登録票と照合し正確に記載してください。
- ・登録年月日は、登録票に記載されている有効期間の開始年月日を記載してください。

#### ② 店舗の所在地及び名称

- ・登録票に記載されているとおり記載してください。

#### ③ 再交付申請の理由

- ・破り、汚し又は紛失した等の理由を明記してください。

#### ④ 申請者の住所及び氏名

- ・住所は、個人の場合は現住所、法人の場合は登記された本社の所在地を記載してください。
- ・氏名は、個人の場合は個人名を記載し、法人の場合は登記された商号及び代表者名を記載してください。

《記載例》

登録票再交付申請書

登録番号及び 登録年月日	第〇〇〇〇〇号 〇年〇月〇日
店舗の 所在地及び名称	吹田市泉町〇-〇-〇 吹田ビル5F 株式会社〇〇〇 吹田営業所 (電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 )
再交付申請の理由	紛失のため
備考	

一般販売業  
上記により、毒物劇物 農業用品目販売業 登録票の再交付を申請します。  
特定品目販売業

年 月 日

住所 東京都〇〇区〇〇町〇番〇号  
〔法人にあつては、主たる  
事務所の所在地〕  
氏名 株式会社〇〇〇  
〔法人にあつては、名称  
及び代表者の氏名〕 代表取締役 〇〇 〇〇

吹田市保健所長 様

【連絡先】 担当者名：  
電話番号：